

山梨県公報

第千九百八十号

平成二十一年

九月十日

木曜日

目次

落札者等の決定について	五〇七
松くい虫駆除命令内容の公表	五〇七
大規模小売店舗の新設に関する届出	五〇八
平成二十一年度後期技能検定の実施	五〇九
公共測量の実施	五一一

公 告

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成二十一年九月十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 落札に係る役務の名称及び数量

統合サーバー機器等の借入れ 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県企画情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日

平成二十一年七月二日

四 落札者の氏名及び住所

日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

五 落札金額

九千四百四十一万六千二百十円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に

よる公告を行った日

平成二十一年五月二十一日

● 松くい虫駆除命令内容の公表

森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第一項の規定により、次のとおり駆除命令を行うので、同条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により公表する。

平成二十一年九月十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 区域及び期間

1 区域

甲斐市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係図書を山梨県森林環境部森林整備課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。)

2 期間

平成二十一年九月三十日から十月六日まで

二 森林病害虫等の種類

森林病害虫等防除法第二条第一項第一号に規定する松くい虫

三 行つべき措置の内容

1 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、当該樹木に薬剤を散布し、当該樹木を薬剤によりくん蒸し、又は当該樹木をはく皮したうえ、当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

2 松の伐採跡地であつて、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布し、又は当該根株をはく皮したうえ、松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

3 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等(伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条(用材及び薪炭材であるものを含む。))をいう。以下同じ。)を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布し、当該伐採木等を薬剤によりくん蒸し、又は当該伐採木等をはく皮したうえ、松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 命令をしようとする理由

一の1の区域及びその周辺の松林において前年度中に松くい虫による被害が発生していること並びに本年度における気象条件及び松くい虫による被害の発生状況にかんがみ、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、一の1の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

- 五 その他必要な事項
- 1 三に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林病害虫防除員の指示に従うこと。
 - 2 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、中北林務環境事務所を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、三により申請書を提出する場合は、この限りでない。
 - 3 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、中北林務環境事務所を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、及び損失補償金を交付する。
 - 4 知事は、三の1に規定する樹木、三の2に規定する伐採跡地又は三の3に規定する伐採木等を所有し、又は管理する者が、一の2に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。
 - 5 知事は、4の措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

● 大規模小売店舗の新設に関する届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十二年一月十日まで縦覧に供する。
平成二十一年九月十日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
 - 1 氏名又は名称 株式会社くろがねや 代表取締役 堀込丹
 - 2 住所 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号
 - 二 届出の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (一) 名称 くろがねや田富モール
- (二) 所在地 山梨県中央市山之神字流通団地三千三十三番五外
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 株式会社くろがねや 代表取締役 堀込丹
住所 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十二年五月一日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
七千五平方メートル

- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (一) 駐車場の位置及び収容台数
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 収容台数 四百三十八台
 - (二) 駐輪場の位置及び収容台数
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 収容台数 百台
 - (三) 荷さばき施設の位置及び面積
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 面積 百四十平方メートル
 - (四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 容量 三十五立方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社くろがねや	午前八時	午後八時
その他（未定）	午前八時	翌午前〇時

- (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前七時三十分から翌午前〇時三十分まで
- (三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- (1) 数 三箇所
- (2) 位置 届出の図面のとおり
- (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで

三 届出年月日
平成二十一年八月三十一日

● 平成二十一年度後期技能検定の実施
職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公告する。
平成二十一年九月十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 実施職種

1 特級

鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

2 一級及び二級

さく井、金型製作、工場板金（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械板金加工法及び数値制御タレットパンチプレス板金加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業に限る。）、金属ばね製造（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、薄板ばね製造法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、薄板ばね製造作業に限る。）、機械検査、機械保全、電気機器組立て（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、シーケンス制御法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、シーケンス制御作業に限る。）、半導体製品製造、プリント配線板製造、時計修理、光学機器製造（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、光学機器組立て法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、光学機器組立て作業に限る。）、空圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、婦人子供既製服製造法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、婦人子供既製服パターンメイキング作業及

び婦人子供既製服縫製作業に限る。）、紳士服製造（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、紳士既製服製造法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、紳士既製服型紙製作作業及び紳士既製服縫製作業に限る。）、和裁、強化プラスチック成形（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、積層防食法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、エポキシ樹脂積層防食作業及びビニルエステル樹脂積層防食作業に限る。）、石材施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、石材加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築大工、かわらぶき、配管（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築配管施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築配管作業に限る。）、型枠施工、鉄筋施工（実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、鉄筋組立て作業に限る。）、コンクリート圧送施工、防水施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、アスファルト防水施工法、合成ゴム系シート防水施工法及び塩化ビニル系シート防水施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、カーテンウォール施工、ガラス施工、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械製図法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、木口彫刻法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、鋼橋塗装法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、鋼橋塗装作業に限る。）

3 三級

機械検査、電気機器組立て（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、配電盤・制御盤組立法及びシーケンス制御法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、配電盤・制御盤組立て作業及びシーケンス制御作業に限る。）、プリント配線板製造、時計修理、内燃機関組立て、冷凍空気調和機器施工和裁、プラスチック成形（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、射出成形法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、射出成形作業に限る。）、建築大工、配管（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築配管施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築配管作業に限る。）、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図（実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械製図手書き作業に限る。）及び電気製図

<p>4 単一等級 電子回路接続、枠組壁建築、樹脂接着剤注入施工及びバルコニー施工</p> <p>二 試験の方法 実技試験及び学科試験</p> <p>三 日程等</p> <p>1 実技試験</p> <p>(-) 実施期日 平成二十一年十一月三十日(月)から平成二十二年二月二十一日(日)までの間において、山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。</p> <p>(二) 実施場所 山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。</p> <p>(三) 問題の公表 平成二十一年十一月二十日(金)に山梨地域職業訓練センター(甲府市大津町二千百三十番地の二)の掲示板に掲示する。ただし、一部の職種については公表しない。</p> <p>2 学科試験</p> <p>(-) 実施期日</p>	<p>検定職種</p> <p>1 一級及び二級 機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、紳士服製造、菓子製造、配管、型枠施工、鉄筋施工及びびガラス施工</p> <p>2 三級 機械検査、電気機器組立て、内燃機関組立て及び配管</p> <p>1 特級 鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造</p> <p>実施期日</p> <p>平成二十二年一月二十四日(日)</p> <p>平成二十二年二月三十一日(日)</p>
---	---

<p>2 一級及び二級 さく井、金型製作、工場板金、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図及び印章彫刻</p> <p>3 三級 時計修理、冷凍空調和機器施工及び機械・プラント製図</p> <p>4 単一等級 枠組壁建築及びバルコニー施工</p> <p>1 一級及び二級 金属ばね製造、機械保全、半導体製品製造、プリント配線板製造、光学機器製造、空気圧装置組立て、和裁、建築大工、かわらぶき、テクニカルイラストレーション、電気製図及び塗装</p> <p>2 三級 プリント配線板製造、和裁、プラスチック成形、建築大工、テクニカルイラストレーション及び電気製図</p> <p>3 単一等級 電子回路接続及び樹脂接着剤注入施工</p> <p>平成二十二年二月七日(日)</p>	<p>四 受検申請の手續</p> <p>1 提出書類 技能検定受検申請書</p> <p>(-) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面 実技試験手数料</p> <p>(-) 実技試験 全職種(2)に該当する者を除く。 一万六千五百円</p> <p>(2) 三級(山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第十九号)別表四の項に規定する高等学校に在学する者に限る。) 一万千円</p> <p>(-) 実施場所 甲府市大津町二千百三十番地の二 山梨地域職業訓練センター</p>
--	---

(二) 学科試験

三千百円

3 手数料の納付方法

実技試験の手数料(四の2の(一)に定められた額)及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、還付しない。

4 受付期間

平成二十一年九月二十八日(月)から同年十月九日(金)まで

5 提出先

甲府市大津町二百三十番地の二 山梨地域職業訓練センター内 山梨県職業能力開発協会(電話〇五五 二四三 四九一六)

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(角形二号の封筒に、あて先を記入し、百二十円切手を貼り付けたもの)を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書 在中」と朱書きすること(受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。)

五 合格発表等

1 合格者の発表

合格者については、平成二十二年三月十六日(火)に県庁東側の掲示板に受検番号を掲示するとともに、本人あて書面で通知する。なお、実技試験又は学科試験のいずれか一方に合格した者については、書面でのみ通知する。

2 合格証書等の交付

特級、一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣の合格証書を、二級又は三級の合格者には山梨県知事の合格証書を交付する。また、すべての合格者に技能士章を交付する。

六 その他

技能検定についての不明な点は、山梨県商工労働部産業人材課又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

● 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成二十一年八月二十八日付けで山梨県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十一年九月十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 作業種類 公共測量(レベル〇〇〇デジタルマッピング)

二 作業期間 平成二十一年九月一日から平成二十一年十一月三十日まで

三 作業地域 南巨摩郡身延町中ノ倉地内及び夜子沢地内

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番